# 臨床検査を終了した残余検体の臨床検査業務の精度管理のための利用について

【目的】
臨床検査終了後の残余検体は、重要な医学情報源であり、残余検体を適切に利活用した臨床検査医学の質と精度の向上のための業務は非常に重要です。別府医療センターにおいても臨床検査の精度管理を目的として残余検体を使用しています。

【対象】
治療や検査のために、臨床検査部にて検査を実施した患者様の残余検体

【方法】
臨床検査自動分析装置や検査キットを使用して、残余検体（血液、体液、尿、糞便、その他の分泌物）を用いて、分析装置や検査試薬の精度管理、異常値検体の精査、新試薬と現有試薬の検査値の比較ならびに相関関係などの統計解析などを実施します。残余検体の使用にあたり、新たな採血などは行わないため、改めて患者様に苦痛や不利益をもたらすことはありません。

【個人情報の管理について】
本業務は「ヘルシンキ宣言」および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」「個人情報保護法」に従って実施します。患者様の個人情報が守秘されるために最大限の注意を払います。連結可能匿名化したデータは、臨床検査部内の施錠された保管庫で厳重に管理します。また、残余検体及び情報を利用することをご了承いただけない場合には、利用いたしませんので、下記連絡先までお申し出ください。この業務に協力を希望されない場合においても診療上は何ら支障なく、また不利益を被ることはありません。

【研究期間】
2019 年 11 月 1 日より業務に必要な時に実施します。

【連絡先】
国立病院機構別府医療センター
臨床検査技師長　丸山晃二
〒874-0011 別府市大字内竈 1473 番地
TEL：0977-67-1111　　FAX：0977-67-5766
メールアドレス：maruyama.koji.at@mail.hosp.go.jp